

スクール・セクハラ 相談特別週間

スクール・セクハラとは、教職員（学校の先生）が児童生徒へ性的な言動を行うことをいいます。

大分県教育委員会には、スクール・セクハラで困っている人のための相談窓口があり、下の期間は通常より夜間3時間延長して相談を受け付けます。

誰にも言えずに悩んでいる人、昼間相談できない人、話を聞いてほしい人など、気になることがあれば匿名で結構ですので気軽に相談してください。電話でもメールでもかまいません。

もちろん秘密は守られますし、相談したことで不利益を受けることはありません。

日時 令和6年11月11日（月）～15日（金）

9時 ～ 20時

※この期間以外の相談は月曜日から金曜日の9時～17時



大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

相談窓口：大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課内

相談方法：電話、メール

電話番号：097-534-4366

アドレス：no-sekuhara@pref.oita.lg.jp